

三、増結ハ其後トシ三割ノ減結一步増トテ支給  
 二、操入レ支給スルコト  
 四、残業ノ場合ハ一時間ニ對シ支給一割ヲ支  
 結スルコト  
 五、週休トシテ祭日ハ休業スルコト  
 六、皆勤賞與テ半月皆勤トシ支給ニ日分ヲ支給  
 但欠勤ノ外減給セサルコト  
 七、火水害電車事故及避テハカラサル天災ノ  
 場合ハ欠勤ニ算入セサルコト  
 八、負傷(業務上)セル場合ハ支給ヲ支給スル  
 コト  
 九、七項ヲ嘆願ノ形式ニ依リ代表者連署ノ上會  
 社ニ提出シ翌二十九日出勤セントスル他ノ職

三、ヨシテ附近賃席新橋俱樂部ニ集合セシメ全  
 盟罷業ノ聲ニ出テシメタリ  
 四、代表者日高助次郎外四名ヲ召集シ歩増ヲ四  
 割ニ増額シ週休並ニ祭日休業ノ実行(休日ハ  
 日給ヲ支給セズ)ト容認シ他ハ拒絕スヘク旨  
 申渡シタルニ代表者ハ一般職工ニ諾リル上  
 挨拶スヘク直ニ引取り全日正午頃ニ至リ更ニ  
 一、支給ヲ三割増シ歩増ヲ三割増額スルコト  
 二、請負單價ハ一割五分以上トシ午後値下セカ  
 ルコト  
 三、米價補助ヲ復活支給スルコト(前要求ハ最  
 賃トシテ支給方要求シタルヲ以テ之ヲ復活